

1. 調査目的

初期環境調査は、環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）（以下「化管法」という。）の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際のばく露の可能性について判断するための基礎資料等とすることを目的としている。

2. 調査対象物質

2020 年度の初期環境調査においては、10 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法指定区分 ^{注1, 2}		化管法指定区分 ^{注3}			調査媒体	
		改正前	改正後	2000 年～	2008 年～	2021 年～	水質	大気
[1]	アンピシリン						○	
[2]	イマザリル	第二種監視 第三種監視					○	
[3]	クロフィブラート及びその代謝物 [3-1] クロフィブラート [3-2] クロフィブリン酸							
[4]	ヘキサクロロエタン	第二種監視 第三種監視			第二種 82		○	
[5]	ベンゾフェノン-4（別名：2-ヒドロキシ-4-メトキシベンゾフェノン-5-スルホン酸）						○	
[6]	ベンラファキシン及びその代謝物 [6-1] ベンラファキシン [6-2] O-デスマチルベンラファキシン						○	
[7]	トリエチレンテトラミン	第二種監視			第一種 278	第二種 70	○	
[8]	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオノン（別名：1,3,5-トリスグリシジル-イソシアヌル酸）	第二種監視		第一種 218	第一種 291	第二種 71		○
[9]	メタクリル酸 2-エチルヘキシル			第一種 315	第一種 416		○	
[10]	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル（別名：ジクロルボス）	第二種監視 第三種監視		第一種 350	第一種 457	第一種 510	○	○

(注 1) 「化審法」とは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）をいう。以下同じ。

(注 2) 「化審法指定区分」における「改正前」とは 2009 年 5 月 20 日の法律改正（2011 年 4 月 1 日施行）前の指定を、「改正後」とは同改正後の指定をそれぞれ意味する。

(注 3) 「化管法指定区分」における「2000 年～」とは 2000 年 6 月 7 日の政令制定時の指定を、「2008 年～」とは 2008 年 11 月 21 日の政令改正後の指定を、「2021 年～」とは 2021 年 10 月 20 日の政令改正後の指定をそれぞれ意味する。なお、それぞれの欄における数字は第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質としての政令番号を意味する。